



竹原市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年3月改訂

(令和3年4月1日施行)

竹原市通学路安全推進会議

1 策定の背景

平成24年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生しました。

このことから、文部科学省・国土交通省・警察庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう、各省庁から関係機関へ依頼（文科省から都道府県教委へは、平成24年5月30日24ス学健第6号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）がありました。

これを受け、竹原市では平成24年7月から8月にかけて関係機関（広島国道事務所、広島県西部建設事務所、竹原市建設課、竹原市教育委員会事務局、竹原警察署、小学校職員、保護者、地域住民等）と連携し、市内10の小学区毎に合同で緊急点検を実施しました。その結果、危険箇所として49か所が歩道の整備・交通安全施設設置等の対策が必要であるということが明らかになりました。

本市においては、第5次竹原市総合計画の中に、暮らしの安全と安心の確保のために「交通安全対策の推進」を政策目標に掲げ、安全で快適な交通環境の整備、交通安全教育の推進と意識啓発などの施策を進めています。

これらのことをふまえ、子どもたちの登下校時の安全安心確保のため、「竹原市 通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組の方針～」を策定しました。

【参考：通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）】

平成 24 年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）（抄）

市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期的に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求める。また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年四月一日政令第百三号）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

学校安全参考資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省著作権所有、平成 13 年発行、平成 22 年改訂）の別表 3

（通学路の設定）

通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低いなど

交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第一百十号）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「通学路安全推進会議」を設置しました。

【構成員】

広島国道事務所，広島県西部建設事務所，竹原市建設課，竹原市教育委員会，竹原警察署，小中学校職員，義務教育学校職員，保護者，地域住民等

【推進体制】

多様な主体が連携して児童生徒の登下校時の安全を確保していきます。

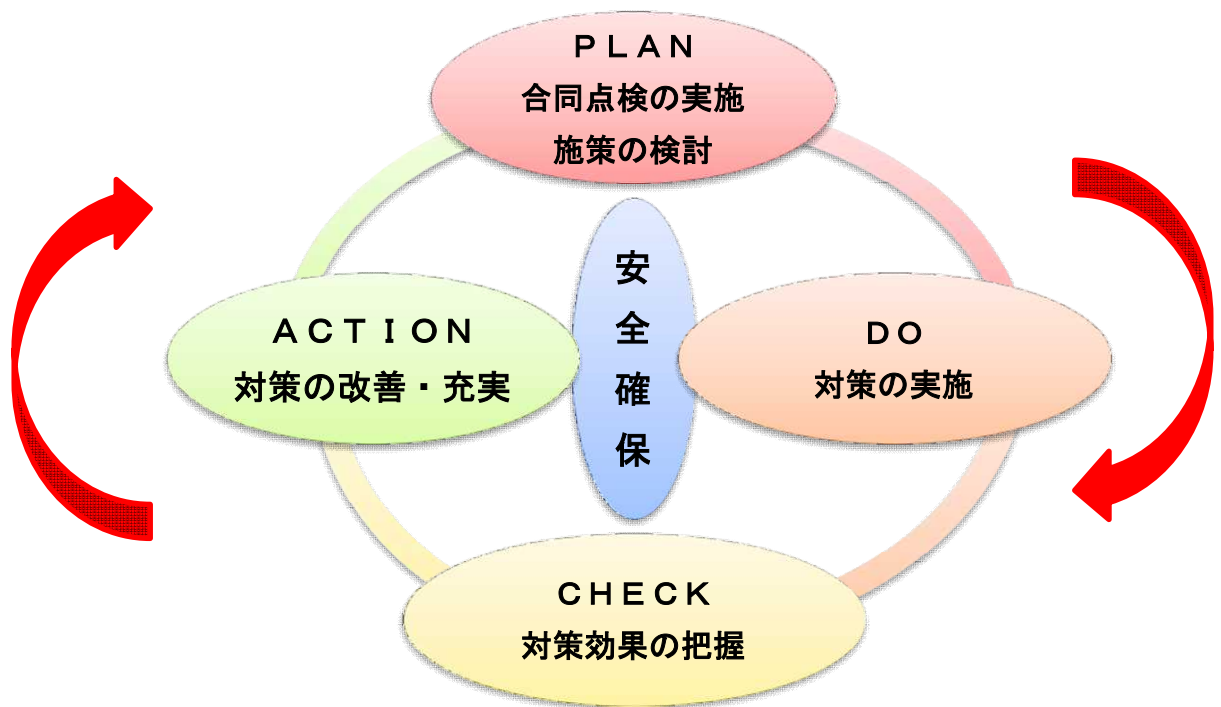
- (ア) 竹原市教育委員会は、学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
- (イ) 道路管理者（広島国道事務所，広島県西部建設事務所，竹原市建設課）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。
- (ウ) 竹原警察署は、児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備，交通規制，交通安全指導，取締などに取り組みます。
- (エ) 学校は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し，安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また，関係機関・組織と協議して改善を要請します。
- (オ) P T Aは，通学路の危険箇所の把握，街頭指導・パトロールなどの校外指導，家庭における安全教育などを行います。

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため，緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに，対策実施後の効果把握も行い，対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして次のように繰り返し実施し，通学路の安全性の向上を図っていきます。



[タイムスケジュール]

時 期	内 容	
4 月	通学路にかかる点検箇所の報告について通知	総務学事課→学校
5 月	各校からの報告集約	学校→総務学事課
6～7 月	合同点検の実施 ・ 対策方法の検討	通学路安全推進会議 構成員
8～9 月	通学路安全推進会議 ・ 施策の検討 ・ 対策依頼	通学路安全推進会議 構成員
	通学路の危険箇所と検討結果の公表	建設課・総務学事課
9～2 月	対策実施	関係諸機関
2～3 月	通学路安全推進会議 ・ 対策効果の把握 ・ 対策の改善, 充実	通学路安全推進会議 構成員
	通学路の危険箇所と対策結果の公表	建設課・総務学事課

(2) 具体的な取組内容

PLAN

【合同点検の実施】

- ・市内小学校7校、中学校2校、義務教育学校2校を3つのブロックに分け、ブロックごとに3年に1回程度実施する。
- ・合同点検を実施しないブロックは、各校で通学路点検を実施し、必要に応じて竹原市教育委員会へ報告する。

ブロック	合同点検実施予定年度		
吉名学園・忠海学園ブロック	平成26年度	平成29年度	令和2年度
賀茂川中ブロック	平成27年度	平成30年度	令和3年度
竹原中ブロック	平成28年度	平成31年度	令和4年度

【施策の検討】

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置などのハード対策や交通規制や交通安全教育などのソフト対策など、効率的・効果的である具体的な実施メニューを検討する。
- ・生活道路対策エリアにおいては、ビッグデータ等を活用した分析結果を踏まえ、対策を検討する。

DO

【対策の実施】

- ・対策が円滑に進むよう関係者間で連携する。

CHECK

【対策効果の把握】

- ・合同点検等の結果に基づく対策の実施後、各箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、または児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認する。
- ・生活道路対策エリアにおいては、ビッグデータ等を活用した分析結果を対策効果の評価に反映させる。

ACTION

【対策の改善・充実】

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4 市内小学校及び中学校、義務教育学校から提出された通学路の危険箇所と検討結果の公表

各ブロックごとの点検結果や対策内容については、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

[別添資料]

資料 1 対策一覧表

資料 2 対策箇所図